

第14回「新・木造の家」設計コンペ

募集要項

1. テーマ

『木がよろこぶ家』

木造に関心を持ち、その基盤となる森林や林業、木材について理解をした設計士を育成するために、「新・木造の家」設計コンペはスタートしました。

木材価格の低迷や森林所有者の後継者不足など、森林や林業、そして木材を取り巻く環境は、現在多くの課題を抱えています。それでも、森林に植えられた木は、長い年月をかけて空へ向かって高く成長しています。

夏の暑さや冬の寒さに耐え、雨・風に負けず育った木がよろこぶ瞬間を、みなさんは考えたことがありますか。それは、「植えてくれた所有者が喜んでいる顔を見たとき」なのか、「木を使って家を建てた人が笑顔で生活している姿を感じたとき」なのか、それとも、「加工する職人さんがくこりゃあ、良い木だ」と褒めてくれているとき」なのか……。どのような家づくりをすれば、木がよろこぶと考えますか。私たちの顔や性格が一人ずつ異なるように、木にもそれぞれ違った顔や性格があるのかもしれない。そんな多くの木が、それぞれに喜びを感じるような家づくりの提案を、斬新な構法提案とともに募集します。

2. 本事業の主催・後援（予定含む）

主催：特定非営利活動法人 森林（もり）をつくろう

後援：林野庁・倉敷市

国立研究開発法人森林整備・研究機構森林整備センター

一般社団法人全日本瓦工業事業連盟・全国陶器瓦工業組合連合会

西九州トステム株式会社（LIXIL グループ）

3. スケジュール

作品の登録期間	2018年6月20日(水)～2018年9月25日(火)
作品の提出期間	2018年8月1日(水)～2018年9月25日(火)(当日消印有効)
一次審査結果通知	2018年10月上旬
二次審査および表彰	2018年12月1日(土)

4. 課題と応募要領

(1) 募集の概要

本コンペは、木造住宅、特に「伝統構法」の木造をイメージした住宅設計を課題とします。

本コンペでは、個人またはグループ単位で応募いただいた作品の中から、プレゼンテーションを経て、優秀作品5点（最優秀賞1点、林野庁長官賞1点、優秀賞2点、瓦屋根優秀賞1点）と協賛企業賞（トステム賞）を決定していきます。

さらに実際に建築を希望する施主募集の結果によっては、優秀作品5点の中から施主が希望する作品1点を、専門家の協力のもと、様々な条件による修正を加えながら建築する可能性があります。

【施主募集による建築については、(11)優秀作品に選ばれた後の手続きを参照】

なお、応募は個人若しくは1グループにつき1点のみとします。(個人で応募する者が、他のグループに参加応募することは不可)

(2)設計課題

① 家族が憩う場所である住宅本来の機能を中心に、防犯性、耐火・耐震性等が確保され、現代のライフスタイルや、家族構成の変化にも柔軟に対応できる間取を取り入れた斬新なアイデアの木造住宅を提案すること。

② 伝統構法を用いた住宅。

伝統構法とは、日本に古くから伝わる、木造の建築構法です。この構法は、大陸より日本に伝わり、日本の気候風土や、人々の生活スタイルに合わせて変化を遂げてきました。近年、日本では、大規模な地震やゲリラ豪雨、予想を超える積雪など、想像もしない災害がいたるところで発生しています。そのような環境も考慮しながら、伝統構法の良さを取り入れつつ、将来の日本で「伝統構法」と呼ばれるような構法を用いたこれまでにない新しい住宅の提案を期待します。

(3)設計条件

① 敷地面積は300㎡以内(集合住宅の場合は500㎡以内)とし、敷地条件、住宅の延べ床面積は適宜想定すること

③ 1～2階建て(設定する地域の特性等により、これ以外の提案を除外するものではない)

④ 家族構成、建物の利用方法の設定は自由

(但し、設定した家族構成に見合う間取であること、設定した家族構成および設計した家のコンセプトを設計図に記載すること)

⑤ 伝統的構法を用いた木造住宅

⑥ 戸建住宅や集合住宅の別は問わない。(但し①、②の条件を満たしていること)

⑦ 斬新な木構造の提案

木造の技術は、古く大陸から伝わり、先人の職人が高温多雨である日本の気候風土に適した形にアレンジしてきました。これから将来に向け、突発的に起こりうる稀な自然災害への備えが求められるでしょう。そこで、先人の築いた技術に提案者らしいアレンジを加えた「新・木造」の構造提案を行ってください(構造計算などの分析等は不要)。

(4)応募資格

応募資格は、以下の全てを満たすものとします。

① 大学、大学院または高等専門学校・専門学校(以下、大学等)で建築を学ぶ学生。

但し、30歳以下の学生を対象とする。(2018年4月1日現在で30歳であれば可)

② 国籍は問わない。但し、二次審査(プレゼンテーション)やその際の質疑応答に対応できる程度の日本語力を有すること

③ 個人またはグループでの応募とし、グループの場合は1グループの人数を最大4人までとする。

④ グループで応募する場合、自らが大学等で専攻する分野を建築の中に反映させたいと考える他学部の学生の参加も可。但し、大学等で建築を学ぶ学生を少なくとも1名含むこと。

⑤ その他、以下の要件をすべて満たすものであること。

ア、独自のアイデアに基づき自身の力量で資料等を作成すること

*他の専門機関や団体に作品制作を委託しないこと。但し、資料の提供等を依頼することを妨げない。

*作品コンセプトや PR ポイントのほか、設計趣旨など、独自のアイデアが求められる作品の重要な部分において、明らかに過去の提出作品との類似性が認められる場合は、審査の対象にならない場合があることを念頭に置き、作品制作に取り組むこと。

イ、二次審査（プレゼンテーション）および表彰式に確実に参加できること。

ウ、施主募集の対象となるコンペであることを理解し、真剣に制作に取り組む作品であること

⑥ 各応募者とも作成段階で第三者のアドバイスを受けることを妨げないが、学生独自の作品提案を原則とする。

⑦ 作品の制作に際し、森林や林業、瓦等についての助言やアドバイスの対応可能な団体等の紹介を行うことができる。詳細は当法人 HP を確認すること。

(5) 応募に必要な手続き

- ① 特定非営利活動法人森林をつくろうホームページ(<http://www.mori-tukurou.com>)より登録を行って下さい。
- ② 登録受付期間は、2018年6月20日（水）～2018年9月25日（火）まで
- ③ コンペ作品を提出できるのは、あらかじめこの登録の手続きを済ませた学生に限ります。
- ④ 登録を受け付け次第、事務局より登録番号を通知します。登録を行って1週間が経過しても登録番号の通知がない場合は、事務局までお問い合わせください。

(6) 作品の応募の方法及び期間

- ① 主催者事務局への郵送等(宅配便も含む)又は持参により受け付けます。
- ② 作品の受付期間は、2018年8月1日（水）～2018年9月25日（火）(当日消印有効)
- ③ 作品提出後、応募した内容に変更のあった場合は、速やかに主催者までご連絡下さい。但し、やむを得ない場合を除き、応募に必要な書類内容の変更や作品の差し替えは一切認められません。

(7) 応募作品

① 応募に必要な提出物は以下の通りです。

a. 応募用紙（応募申請書①）

参加者（代表者を含む）全ての氏名・所属大学（大学院）および学部（専攻）を記入して下さい。住所は代表者のみで構いません。ただし、申請書等書類に不備がある場合は、事務局よりご連絡させていただくことがあります。必ず連絡の取れる方を代表とし、代表者の連絡先に記入して下さい。

b. 応募用紙（応募申請書②）

下記の内容をそれぞれ申請書に記載して下さい。記載形式（文章のみもしくはイラスト等を用いる）は自由ですが、最大でA4用紙2枚までとします。

- ・設計した住宅のコンセプトと PR ポイント（構法の提案内容も含む）
- ・住宅全体の総額と使用木材の総額
- ・提案する住宅の施工により日本の森林整備にどのような効果をもたらすか

c. 設計図（A1用紙1枚、パネル化しないこと）

提出する設計図では以下の点に留意して作成して下さい。

- ・配置図、平面図、パースは最低限記載すること
- ・提案する木造住宅のイメージが分かりやすく表現されていること
- ・設定した家族構成を記載すること
- ・提案する住宅のダイアグラムの記載

d. 設計図のデータ（CD-R等での提出、ファイルはjpeg形式であること）

- ② 応募作品（申請書②も含む）には、署名や大学等名を記入しないこと
- ③ 二次審査の際に必要なと思われる模型や上記に掲げる以外の、資料提出の必要はありませんが、プレゼンテーションの際は、各自判断の上当日持参下さい。
- ④ 特定非営利活動法人「森林(もり)をつくろう」の理事長は、審査に際し必要と認める場合は、応募者等に対して提出資料の訂正もしくは追加を要請することがあります。
- ⑤ 審査において、明らかに過去の提案作品の模倣あるいは類似性が認められる場合は、審査の対象外になる場合があります。

(8) 諸経費について

コンペ応募に要する諸費用及び参加作品の制作費や送付料は、全て参加学生の自己負担とします。但し、主催者は二次審査（プレゼンテーション）に参加する学生に対して、必要な費用の一部を以下の通り負担します。

① 経費の負担

- ・法人の負担に該当するもの
二次審査の開催地までの交通費・宿泊費。但し、最大2名までとします。
- ・法人の負担に該当しないもの
プレゼンテーションに必要な書類等の作成費、食事代等

- ② 交通費については、二次審査参加の学生等に所属する大学等の地域に応じて当法人が決めた必要経費を支給します。詳細については一次審査で二次審査進出作品として選定された作品の応募者にお知らせします。（ホームページを参照ください）

(9) コンペの方法及び入賞作品の決定

<一次審査>

- ① コンペは、書類選考による1次審査とプレゼンテーションによる審査の2段階で実施します。但し、提出物の内容によっては、審査の対象外とする場合があります。
- ② 応募者等が多数の場合は、当法人に設立した第三者で構成する「審査委員会」において1次審査を実施後、二次審査（プレゼンテーション）進出作品を選定し、応募者等（グループで参加の場合は代表者）に結果を郵送で通知します。二次審査進出作品は5点程度を予定しておりますが、審査委員会の審査によっては前後することがあります。
- ③ 一次審査で二次審査進出作品として選定された作品は入選作品とします。ただし、いかなる理由においても二次審査・プレゼンテーションに参加できない場合には二次審査の対象とならないので、入選扱いとはなりませんのでご了承下さい。

<二次審査>

- ③ 一次審査で選定された作品の中から、応募者が一次審査で提出した設計図に加えてパワーポイントや模型などを用いたプレゼンテーションを行い、審査委員による質疑や議論を通して、提案された作品の完成度や総合性を基準に優秀作品5点と協賛企業賞を決定します。
- ④ 賞の内容は以下の通りとします。

最優秀賞	(1点)	賞金 30万円
林野庁長官賞	(1点)	
優秀賞	(2点)	賞金各 5万円
瓦屋根優秀賞	(1点)	賞金 5万円
トステム賞	(1点)	賞品

- ⑤ 林野庁長官賞は特別賞と位置づけ、本コンペ開催の最大の目的である山側（木材生産者）と施主（ユーザー）を繋ぐことで日本の森林の再生、国産木材の利用促進に最も寄与すると評価された作品に対して授与します。
- ⑥ 瓦屋根優秀賞は、瓦生産や施工の技術継承と需要拡大に繋がることを目指して、瓦屋根が良く合った作品やこれまでにない斬新な瓦の使用方法を提案する作品に対し授与します。
- ⑦ 後援企業による賞（トステム賞）は、住宅用設備（サッシ、水まわりなど）を生産、提供するLIXILが考える住宅づくりに最も適した作品に対し授与します。
- ⑧ 二次審査でプレゼンテーションを行った作品は、「入選」扱いとします。
- ⑨ 最優秀賞（1点）および優秀賞（2点）は、本コンペの趣旨に沿った優れた作品に対し授与します。
- ⑩ 優秀作品を含めた入選作品については、当法人ホームページにおいて公開します。また、審査の内容や選考結果については一切お答えできませんのでご了承下さい。

(10) 作品の取り扱い

- ① 応募作品は、原則として返却しません。
- ② 他のコンペ等に入選した作品や他の団体等に権利のある作品の応募は認められません。
- ③ このコンペに入賞した作品の著作権は応募者に帰属しますが、入選作品の発表に関する権利は主催者に帰属します。作品の提出をもって、出版物などに適宜掲載することを応募者に許諾いただいたものとみなします。
- ④ 応募する作品に関するデザイン・意匠等は応募者の責任において知的財産法等の各種法律をクリアしているものとします。

(11) 優秀作品に選ばれた後の手続き

- ① 当法人のコンペ開催趣旨等にご理解を頂ける施主1組を公募により決定します。
- ② 公募により決定した施主が、優秀作品5点の中から、実際に建築してみたいコンセプト等を持った作品1点を選ぶものとします。
- ③ 施主により選ばれた作品の制作者は、施主・専門家が同席して行われる三者協議に参加することができます。
- ④ 各種法律の規定により、確認申請、実施設計、監理などにおいてはアドバイスを行う専門家の権限により実施することとする他、以下の通りとします。
 - ・ 施主により選ばれた作品の制作者は、基本設計に参画し自身が提案したアイデアを実現させる権利を得るものとする
 - ・ 基本設計においては、施主の敷地条件や家族構成などを考慮しながら、自身の提案したアイデアを実現するべく、専門家と協議しアドバイスを受けながら施主に提案していくものとする
 - ・ 実施設計においては、アイデアを提案する作品制作者との協議や、三者協議における決定事項を順守して進めるものとする

⑤ 施主公募の実施スケジュール(予定)

- ・ 6月より施主の公募を開始
- ・ 施主が希望する優秀作品の決定後、速やかに協議開催に向け調整

⑥ 施主を公募し建築することを前提としていますが、公募における施主との調整が不可能の場合は、施工期間の延期もしくは、モデルハウスとしての建設に変更になる場合がありますので、ご了解下さい。

(12) 審査委員 (敬称略)

- 委員長 鈴木 祥之 (立命館大学衣笠総合研究機構教授)
- 委員 五十嵐 勉 (佐賀大学全学教育機構教授)
- 井出 光俊 (国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター関東整備局長)
- 伊東 龍一 (熊本大学大学院先端科学研究部教授)
- 遠藤 久男 (倉敷市建設局建築部副参事兼建築指導課長)
- 竹迫 継美 (西九州トステム株式会社代表取締役)
- 野口 安廣 (全国陶器瓦工業組合連合会理事長)
- 前川 康 (NPO 法人伝統構法の会会長)
- 三島 伸雄 (佐賀大学教育研究院自然科学域理工学系教授)

5. 書類送付, 問合せ先

- 〒842-0202 佐賀県神埼市脊振町鹿路585番地1
特定非営利活動法人 森林をつくろう (担当: 佐藤和歌子)
TEL 0952-65-4176
FAX 0952-59-2748
MAIL info@mori-tukurou.com (*部分を@に変更してください)
URL <http://www.mori-tukurou.com>